

春日井市国民健康保険 運営協議会資料

平成24年7月12日開催

目 次

春日井市国民健康保険事業の状況について

1 被保険者等の状況	1
2 医療費の状況	3
3 保険税の収納状況	5
4 平成23年度決算見込	6
5 平成24年度保険税率等の状況	7
6 平成24年度課税状況	8
7 特定健診等の実施状況	10
8 新しい医療費適正化対策の実施	12
9 国保制度の改正状況	
(1) 保険税課税限度額の改正	13
(2) 高齢者の窓口負担軽減	14
(3) 外来診療における高額療養費の現物給付化	14

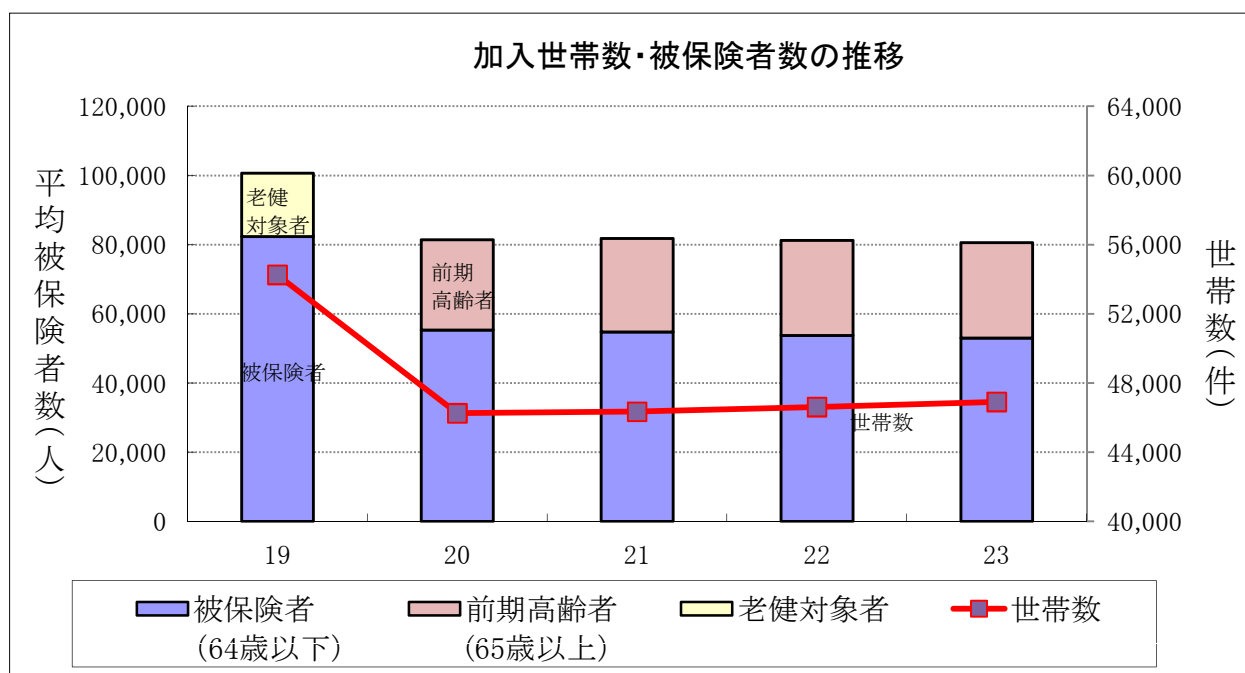
春日井市国民健康保険事業の状況について

本市の国民健康保険事業は、経済情勢や社会環境が変化し、急速な少子高齢化が進展する中、制度の多くの変遷を経て、誰もが安心して医療を受けられるよう事業運営を行っている。しかし、医療の高度化や高齢化のさらなる進行などに伴う医療費の増加、また、経済状況の低迷による国保税収の減少などにより、事業運営は大変厳しい状況となっている。

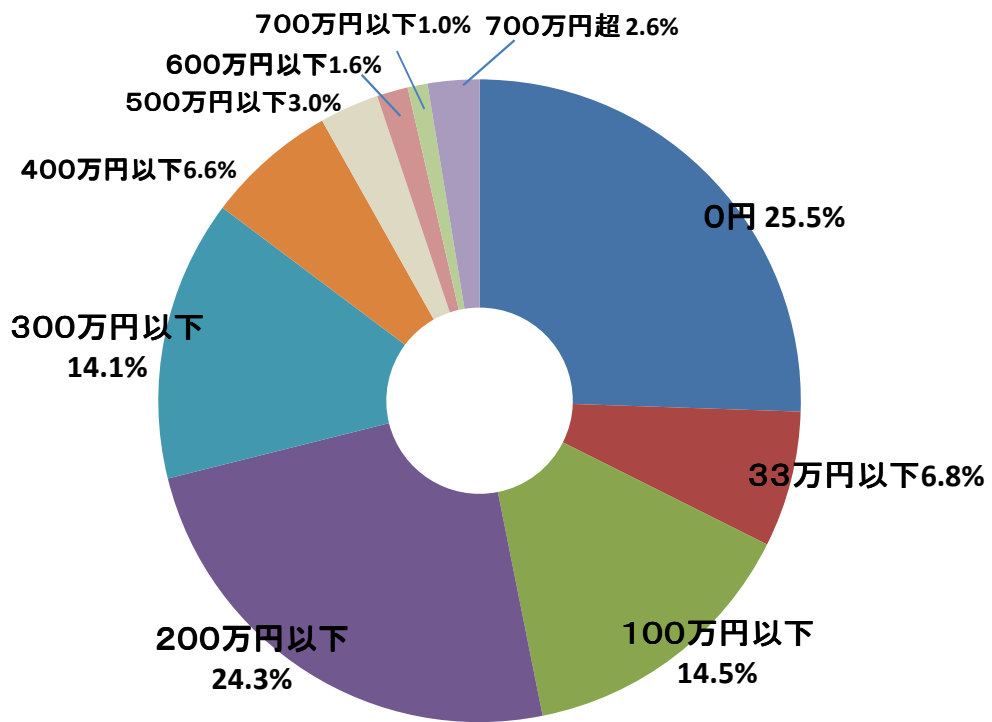
1 被保険者等の状況

後期高齢者医療制度の創設により75歳以上の被保険者が同制度に移行したため、平成20年度から国民健康保険の加入世帯や被保険者は大幅に減少した。被保険者数は、その後もさらに減少する一方で、65歳から75歳までの前期高齢者が年々増加するとともに、雇用状況の悪化による収入の不安定な被保険者や無職者が増加するという構造的な課題も抱える状況にある。

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年4月末
平均世帯数(件)	54,255	46,250	46,339	46,610	46,905	47,320
平均被保険者総数(人)	100,708	81,394	81,847	81,284	80,639	80,881
一般被保険者	57,900	75,547	78,042	77,545	76,885	77,566
うち前期高齢者	-	26,030	27,077	27,561	27,655	28,200
退職被保険者	24,439	5,847	3,805	3,739	3,754	3,315
老人保健対象者	18,369	-	-	-	-	-



平成23年度加入世帯の所得階層別グラフ



所得0円の世帯

全世帯の25.5% (11,898世帯)

所得200万円以下の世帯

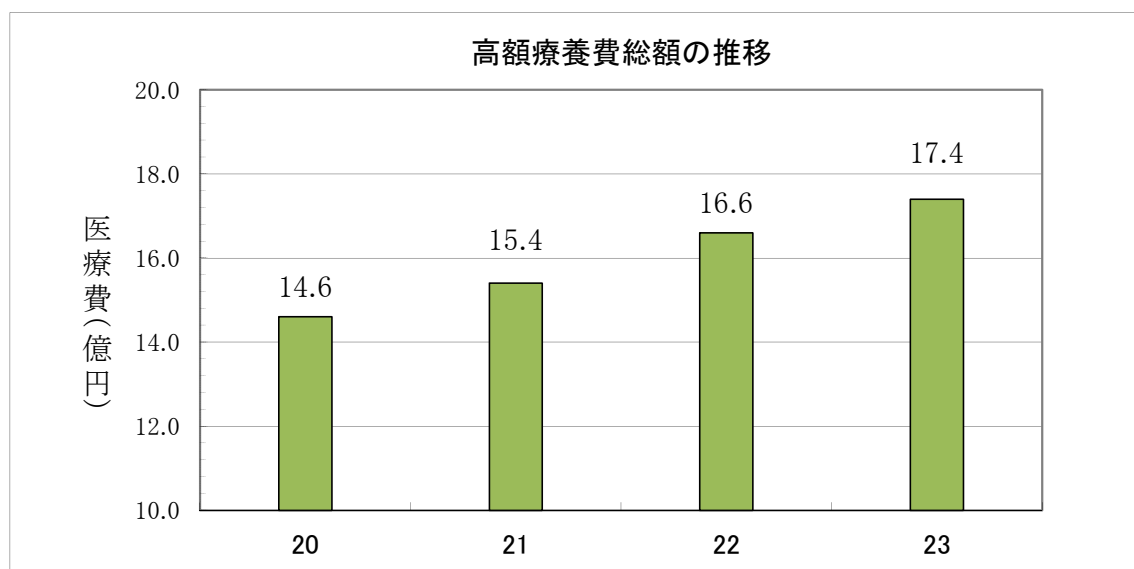
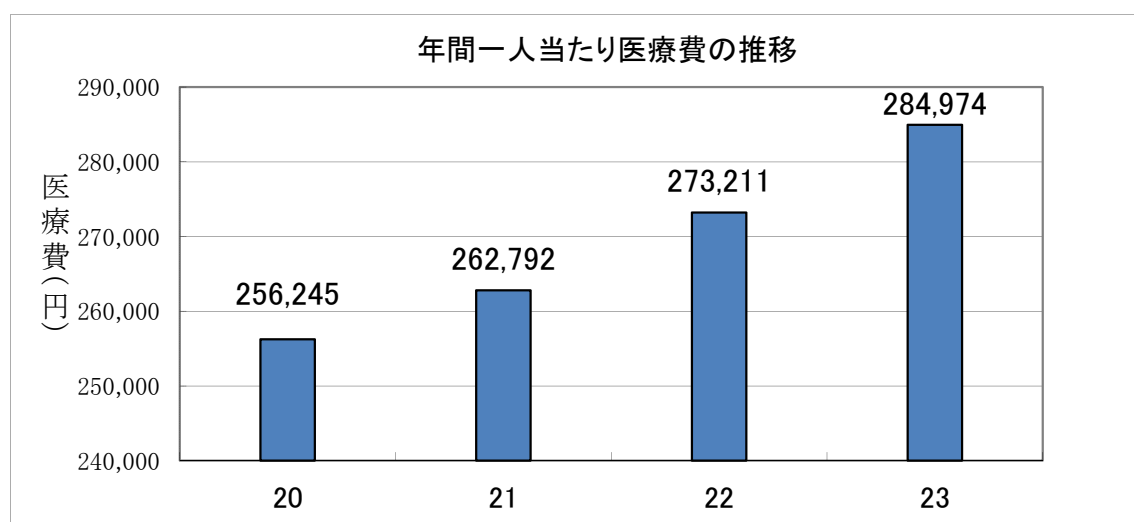
全世帯の71.1% (33,131世帯)

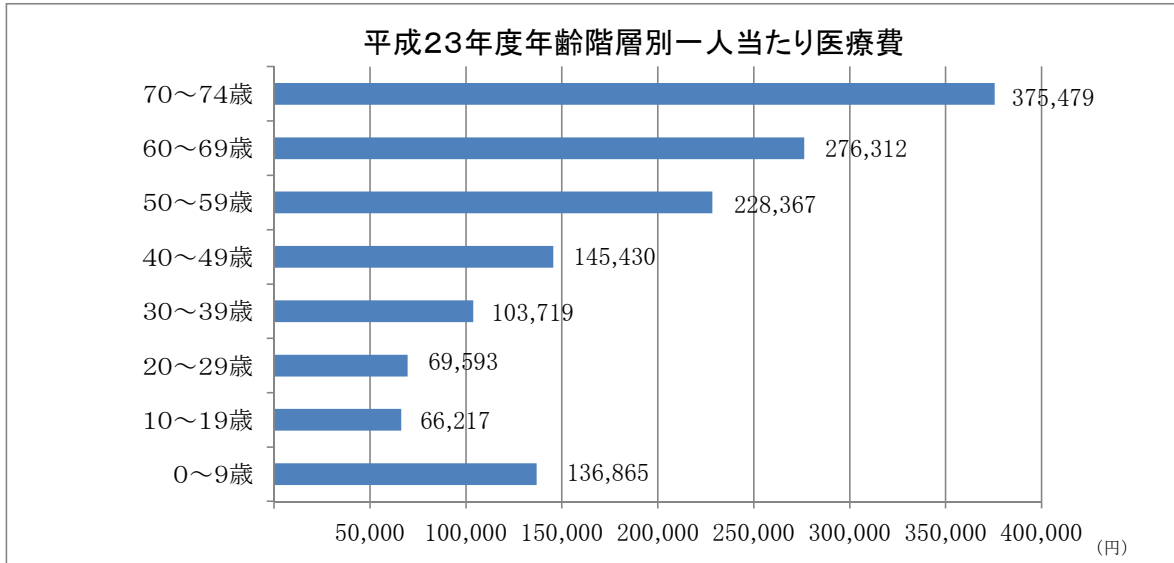
2 医療費の状況

年間1人当たりの医療費は、後期高齢者医療制度の創設以降も医療の高度化や加入者の高齢化により年々増加傾向にあるため、被保険者数が減少しているにもかかわらず、総医療費が毎年3%以上の増加を続けている状況である。

区 分	20年度		21年度		22年度		23年度	
	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)
総医療費(百万円)	20,857	▲ 41.7	21,509	3.2	22,208	3.2	22,980	3.5
高額療養費総額(百万円)	1,455	5.5	1,537	5.6	1,663	8.2	1,741	4.7
年間1人当たり医療費(円)	256,245	▲ 27.9	262,792	2.6	273,211	4.0	284,974	4.3
年間1人当たり高額療養費(円)	17,887	▲ 27.9	18,779	5.0	20,453	8.9	21,588	5.5

※一人当たり医療費は、年度平均被保険者数を基に算出。





最も低い「10～19歳」に比べ、「70～74歳」は5.7倍となっており、年齢が高くなるにつれて増加している。

* 調剤、食事療養、訪問看護を除く

3 保険税の収納状況

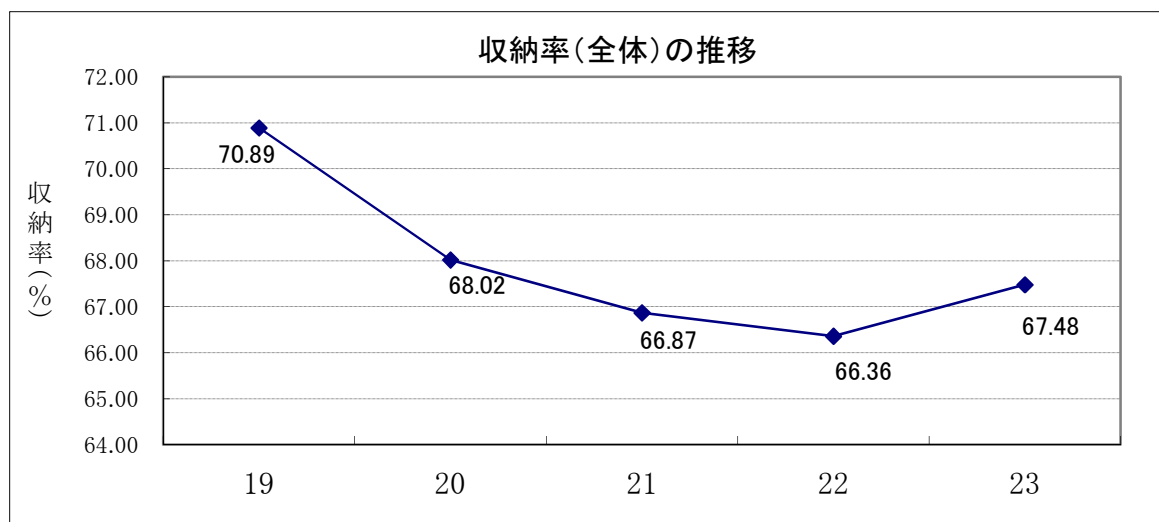
平成23年度の現年課税分収納率は、前年度に比べ0.4ポイントの上昇が見込まれ、2年続けての上昇となるが、所得減少者や、失業者の軽減及び減免額の増加に伴う調定額(課税額)の減少から、収納額は増加していない。被保険者全体の保険税負担能力が低下していることから、今後も国保財政の状況は非常に厳しいものがある。

これまででも、国民健康保険推進員の収納促進活動や短期証交付に伴う納税相談、財産調査や差押えの実施など、積極的な収納活動に努めてきたが、平成23年度は、さらに国税の徴収を専門としていた職員を収納課に配置して困難事案に積極的に取り組むなど、収納対策を一層強化してきた。

平成24年度からは課税部門と収納部門の連携を強化した収納プロジェクトチームを設置しており、収納率の一層の向上を図っていく予定である。

(単位:千円、%)

区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度見込
現年課税分	調定額	10,010,671	8,661,649	8,689,662	8,123,165	8,055,735
	収納額	9,310,895	7,899,246	7,822,847	7,339,298	7,310,817
	収納率	93.01	91.20	90.02	90.35	90.75
	不納欠損額	520	433	929	10	166
滞納繰越分	調定額	3,698,706	3,487,314	3,419,109	3,337,250	3,134,174
	収納額	407,096	364,581	273,962	266,231	240,651
	収納率	11.01	10.45	8.01	7.98	7.68
	不納欠損額	464,185	439,753	642,826	696,693	480,904
全収納率		70.89	68.02	66.87	66.36	67.48



4 平成23年度決算見込

(1) 歳入

(単位:千円)

科 目	22年度決算	23年度決算見込	増減額	前年比	
1 国民健康保険税	7,605,529	7,551,468	▲ 54,061	▲ 0.01 %	
2 国庫支出金	5,009,494	5,326,787	317,293	0.06 %	
3 療養給付費等交付金	1,170,532	1,337,524	166,992	0.12 %	
4 前期高齢者交付金	7,016,458	7,540,636	524,178	0.07 %	
5 県支出金	1,064,215	1,080,758	16,543	0.02 %	
6 共同事業交付金	2,340,728	2,359,441	18,713	0.01 %	
7 繰 入 金	保険基盤安定繰入金	767,608	777,993	10,385	0.01 %
	基盤安定保険者支援分	189,553	180,422	▲ 9,131	▲ 0.05 %
	財政安定化支援事業	102,316	108,826	6,510	0.06 %
	事務費等繰入金	111,927	93,529	▲ 18,398	▲ 0.20 %
	出産育児一時金	107,251	109,662	2,411	0.02 %
	その他繰入金	769,717	776,063	6,346	0.01 %
小 計	2,048,372	2,046,495	▲ 1,877	▲ 0.00 %	
8 諸 収 入	92,490	49,844	▲ 42,646	▲ 0.86 %	
合 計	26,347,818	27,292,953	945,135	0.03 %	

(2) 歳出

(単位:千円)

科 目	22年度決算	23年度決算見込	増減額	前年比	
1 総 務 費	123,196	113,455	▲ 9,741	▲ 0.09 %	
2 保 険 給 付 費	療養給付費等	16,450,414	17,050,684	600,270	0.04 %
	高額療養費	1,667,156	1,742,358	75,202	0.04 %
	出産育児一時金	170,437	169,313	▲ 1,124	▲ 0.01 %
	葬 祭 費	24,450	21,500	▲ 2,950	▲ 0.14 %
	小 計	18,312,457	18,983,855	671,398	0.04 %
3 後期高齢者医療支援金	3,245,179	3,606,552	361,373	0.10 %	
4 前期高齢者納付金	5,642	10,687	5,045	0.47 %	
5 老人保健拠出金	39,497	202	▲ 39,295	▲ 194.53 %	
6 介護納付金	1,320,894	1,489,279	168,385	0.11 %	
7 共同事業拠出金	2,473,089	2,592,896	119,807	0.05 %	
8 保健事業費	264,035	259,980	▲ 4,055	▲ 0.02 %	
9 諸支出金	195,690	252,345	56,655	0.22 %	
10 前年度繰上充用金	1,634,713	1,266,574	▲ 368,139	▲ 0.29 %	
合 計	27,614,392	28,575,825	961,433	0.03 %	

実質収支額	▲ 1,266,574	▲ 1,282,872	▲ 16,298
-------	-------------	-------------	----------

5 平成24年度保険税率等の状況

保険税率等については、後期高齢者支援金の創設や、介護納付金と介護保険料の格差を是正する観点から、平成20年1月に運営協議会で答申をいただき、平成20年度以降、次のとおりとしている。また、課税限度額については、平成24年1月に答申をいただき、平成24年度から次の額としている。

区 分		税 率 等	改 定 時 期
医療保険分	所得割(課税対象額に対して)	4.5%	平成20年度
	資産割 (固定資産税のうち、土地・家屋分に対して)	23.0%	
	均等割(被保険者1人あたり)	22,500円	
	平等割(1世帯あたり)	22,000円	
	課税限度額(法定 510,000円)	510,000円	平成24年度
後期高齢者 支 援 分	所得割(課税対象額に対して)	1.6%	平成20年度
	資産割 (固定資産税のうち、土地・家屋分に対して)	5.0%	
	均等割(被保険者1人あたり)	9,500円	
	平等割(1世帯あたり)	9,000円	
	課税限度額(法定 140,000円)	140,000円	平成24年度
介護保険 2号分	所得割(課税対象額に対して)	1.0%	平成20年度
	資産割 (固定資産税のうち、土地・家屋分に対して)	5.0%	平成12年度
	均等割(被保険者1人あたり)	6,500円	平成20年度
	平等割(1世帯あたり)	6,500円	
	課税限度額(法定 120,000円)	120,000円	平成24年度

6 平成24年度課税状況

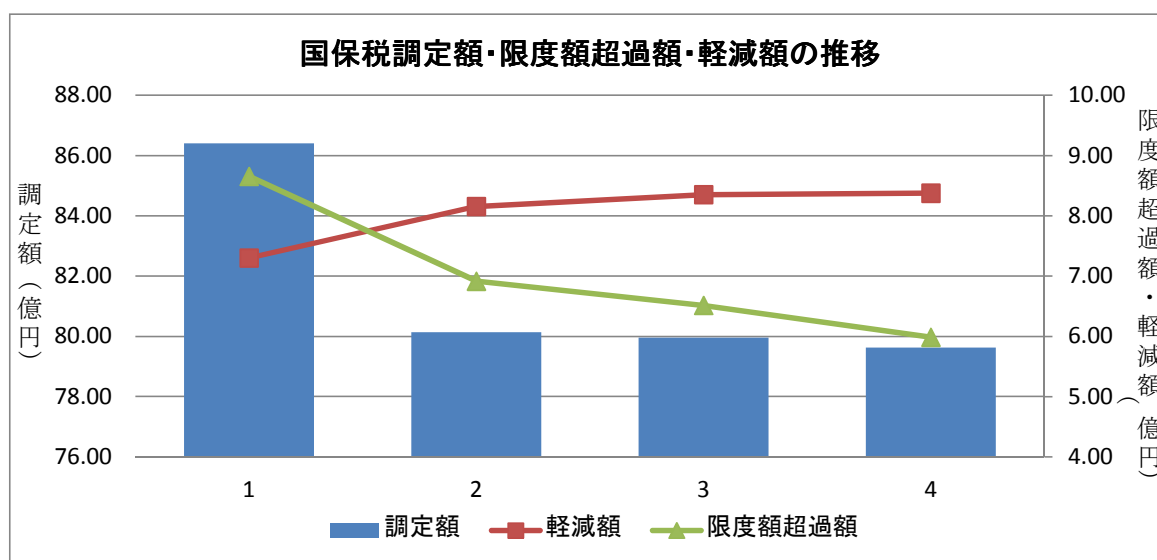
経済の長期低迷による雇用の減少などから、失業中や所得の少ない方の国保加入増加により、平成24年度課税状況は、前年度と同様に、課税所得額や限度額超過世帯数の減少、軽減世帯数の増加といった傾向が続いている。こうしたことから、調定額については、所得割額の減少から約0.2%の減少となった前年度をさらに下回り、約0.4%、約3,240万円の減少となっている。また、限度額超過世帯数は、582世帯、約16.7%の大幅な減少となる一方、軽減世帯数については、全体で約1%、202世帯の増加となっている。

(1) 課税状況

(単位:千円)

項目		21年度	22年度	23年度	24年度	
応能割	所得割額	4,845,407	4,172,992	4,133,209	4,090,660	4,975,162
	資産割額	912,953	909,332	914,506	884,502	
応益割	均等割額	2,888,210	2,855,375	2,842,067	2,828,653	4,424,451
	平等割額	1,589,346	1,582,940	1,592,634	1,595,798	
合計額		10,235,916	9,520,639	9,482,416	9,399,613	
限度額超過額		865,617	691,691	651,534	598,663	
7割軽減金額		507,533	572,232	578,451	579,803	837,724
5割軽減金額		86,651	98,162	103,489	100,748	
2割軽減金額		87,512	96,941	102,484	105,596	
その他の軽減金額 ※		48,525	48,260	50,805	51,577	
調定額(4月1日現在)		8,640,078	8,013,353	7,995,653	7,963,226	

※ その他の軽減は、特定世帯に対する軽減。

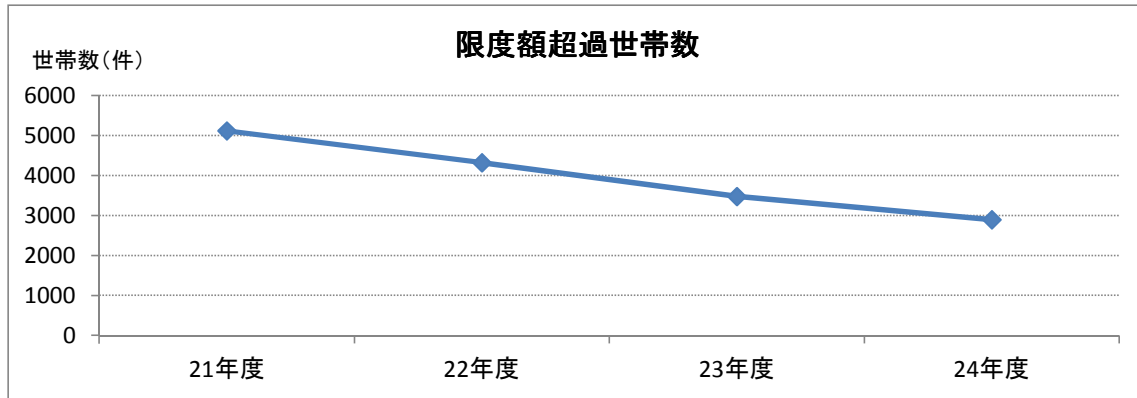


(2) 限度額超過世帯数

(単位:件)

項目	21年度	22年度	23年度	24年度
限度額超過世帯数	5,118	4,323	3,477	2,895
限度額	68万円	68万円	73万円	77万円

※限度額超過世帯数は医療保険分、後期支援分、介護保険分の延べ世帯数

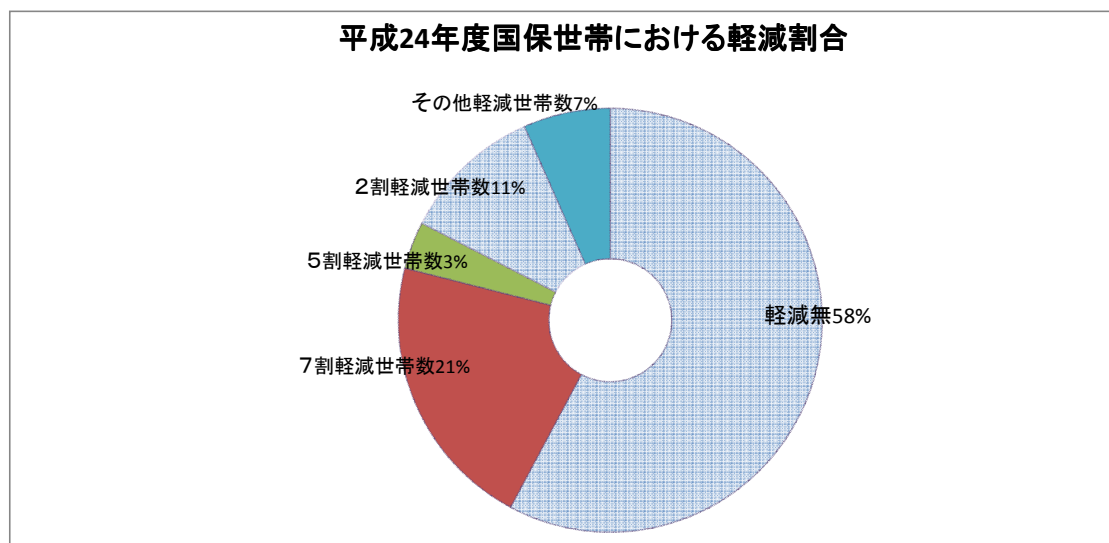


(3) 軽減世帯数

(単位:件)

項目	21年度	22年度	23年度	24年度
7割軽減世帯数	8,758	9,822	9,965	10,014
5割軽減世帯数	1,461	1,638	1,728	1,704
2割軽減世帯数	4,224	4,658	4,960	5,112
計	14,443	16,118	16,653	16,830
その他軽減世帯数 ※	3,023	2,980	3,113	3,138
合計	17,466	19,098	19,766	19,968

※ その他軽減は、特定世帯に対する軽減



7 特定健診等の実施状況

平成20年度から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、高齢者福祉の増進を図るために、40歳から75歳までの方を対象に、特定健康診査・特定保健指導を実施している。(平成21年度からは、当該実施年度に75歳になる方も対象)

平成23年度は、平成20年度から一度も受診していない人に、ハガキや電話での受診勧奨を行うなど未受診者対策を強化しました。

(1) 実施目標 「春日井市特定健康診査等実施計画書」(平成20年2月策定)より

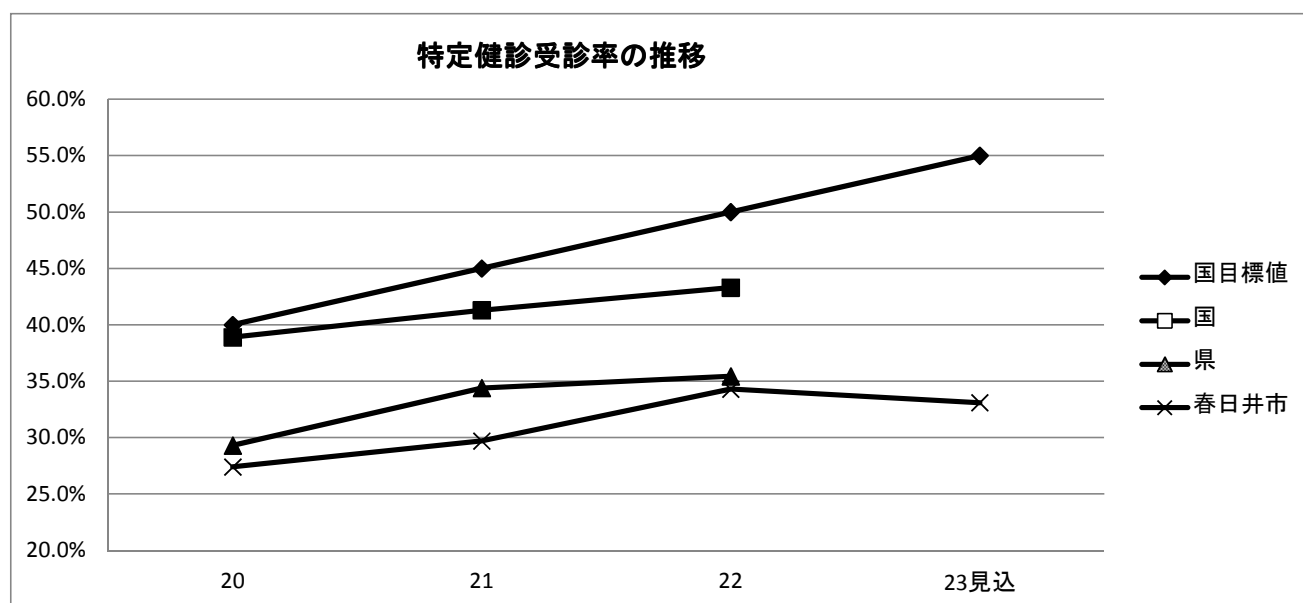
項目	年度					25年度～29年度
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
特定健診目標受診率	40%	45%	50%	55%	65%	第2期実施計画を策定
特定保健指導目標実施率	20%	30%	35%	40%	45%	

(2) 受診状況

〔特定健康診査〕 (法定報告ベース)

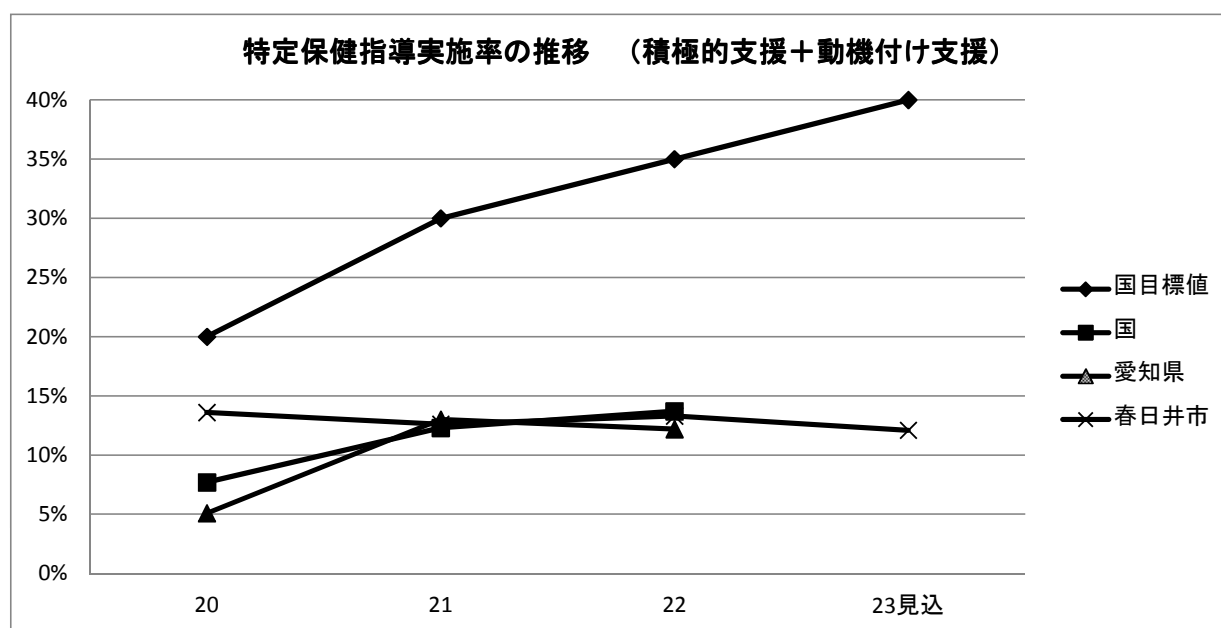
項目		算出方法	20年度	21年度	22年度	23年度見込	増減率
春日井市	対象者数①		50,598人	51,442人	52,051人	53,857人	103.5%
	受診者数②		13,855人	15,291人	17,853人	17,852人	100.0%
	受診率③	$(② \div ①) \times 100$	27.4%	29.7%	34.3%	33.1%	96.5%
愛知県の受診率			29.3%	34.4%	35.4%		
国の受診率			38.9%	41.3%	43.3%		

※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している方。



〔特定保健指導〕（法定報告ベース）

項目		算出方法	20年度		21年度		22年度		23年度見込		増減率		
春日井市	対象者数	積極的支援 ④	384	人	446	人	556	人	463	人	83.3%		
		動機付支援 ⑤	1,492	人	1,435	人	1,749	人	1,590	人	90.9%		
		合計 ⑥	④ + ⑤		1,876	人	1,881	人	2,305	人	2,053	人	89.1%
		保健指導利用者数⑦	255	人	237	人	306	人	249	人	81.4%		
		実施率 ⑧	$(⑦ \div ⑥) \times 100$		13.6	%	12.6	%	13.3	%	12.1	%	91.4%
愛知県の実施率			5.1	%	13.0	%	12.2	%					
国の実施率			7.7	%	12.3	%	13.7	%					



※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している保健指導対象者。

※ 「保健指導利用者数」は、4月1日から翌年9月30日まで国保に継続加入している保健指導利用者。

(3) 第2期春日井市特定健康診査等実施計画の策定

特定健康診査等実施計画は、5年を一期として5年ごとに見直しを行うもので、平成24年度は、20年度から実施した第1期春日井市特定健康診査等実施計画の最終年度となることから、国の指針とこれまでの実施結果を踏まえ、新たな目標を定める第2期実施計画（平成25年度～29年度）を策定する。

8 新しい医療費適正化対策の実施

(1) ジェネリック医薬品差額通知書

【発送数】	平成 24 年 2 月	299 件
	平成 24 年 5 月	1,115 件

(2) 重複、多受診者訪問指導

国保総合システムの稼働に伴い、重複受診者、多受診者の抽出が容易になったことを受け、生活習慣病等（外来診療分）を主疾患とした受診者を対象に、保健師による訪問指導を平成 23 年 11 月から開始した。多剤服用の事例や、重複、多受診に至った事例について、その経緯を聴取し、医療のかかり方等の相談や保健指導を行っている。

平成 23 年度実績	重複受診	多受診	計
訪宅・指導件数	54	46	100

(3) 健康講座

定年退職等で国民健康保険の被保険者になった人を対象に、平成 24 年度から『セカンドライフのための健康塾』と題して、適切な医療のかかり方、生活習慣病の予防方法、運動指導などを内容とした健康講座を開始した。5 月の講座では延べ 77 人が受講した。

【5 月講座】 8 日（火） 15 日（火） 22 日（火）

【10 月講座】 5 日（金） 12 日（金） 19 日（金）（実施予定）

(4) 特定健診・特定保健指導

受診率の向上を図るため、平成 24 年度は前年度までの取り組みを引き続き実施していくとともに、受診券の発送時期の早期化や集団健診の定員数の増加を図りました。

9 国保制度の改正状況

(1) 保険税課税限度額の改正

本市の場合、改正後限度額の影響を受けるのは、医療分では、年間所得約700万円以上の世帯となっており、平成24年度の状況では約2.1%、1,009世帯となっている。

【 保険税課税限度額の状況 】

区 分	本市の 限度額※	地方税法上の限度額		本市との 差 額
		改正前	据え置き	
医 療 分	51万円	51万円	51万円	0万円
後期高齢者支援分	14万円	14万円	14万円	0万円
介護納付金分	12万円	12万円	12万円	0万円
計	77万円	77万円	77万円	0万円

※ 平成24年4月1日施行

(2) 高齢者の窓口負担軽減

法律上、「2割」となっている70～74歳の窓口負担について、「1割」とする軽減特例措置（国が残り1割を負担）が、平成23年度に引き続き、平成24年4月から平成25年3月までの1年間、延長されました。

〔「70歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正 平成24年2月8日 通知〕

【 高齢者の窓口負担の判定基準 】

同一世帯で市県民税課税所得が145万円以上の70歳～74歳までの国保加入者は3割負担となります。

ただし、市県民税課税所得が145万円以上であっても、収入金額が一定額以下の場合は、申請により1割負担となります。

【 平成20年4月～ 】（改正後）

		【 3割 】	【 3割 】	最多所得の人が 145万円以上
【 2割 】	【 3割 】	【 2割 ⇒ 1割 】	【 1割 】	全員の各所得が 145万円未満
～6歳	7～69歳	70～74歳	75歳～	
（ 国 民 健 康 保 険 ）			（ 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 ）	

(3) 外来診療における高額療養費の現物給付化

健康保険法施行令の改正により、限度額適用認定証等を提示し、外来の診療を受けた場合についても、入院した場合と同様に、医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができるようになりました。

【 ～平成24年3月 】

【 平成24年4月～ 】（改正後）

